

京都市立小学校、中学校及び養護学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第16号

京都市立小学校、中学校及び養護学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校及び養護学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則

第1条中「養護学校」を「総合支援学校」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規則において「総合支援学校」とは、京都市立特別支援学校条例により設置する特別支援学校をいう。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)